

■介護職員等処遇改善加算、全職種が対象 厚労省

- ・2024年度の介護報酬改定で創設された「介護職員等処遇改善加算」について、厚生労働省は都道府県などに出したQ&A（第2版）で、賃金改善の対象に介護職以外の全職種を含めてよいことを明確化した。
- ・介護職員等処遇改善加算は介護職員への配分が基本。特に経験や技能のある職員に対し重点的に賃金改善を行うこととしているが、事業所内での柔軟な職種間配分も認めている。
- ・柔軟な職種間配分に含まれる職種についての問い合わせが数多く寄せられたことから、厚労省は介護職以外の医師や看護師、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、生活相談員、調理員など事業所に就業する全ての職種を含めてよいとするQ&Aを3月17日付で出し、都道府県などに周知を促した。
- ・介護職員等処遇改善加算は、24年度改定前の介護職員処遇改善加算や介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ支援加算を一本化したもの。介護職員に対し、同年度に2.5%、25年度に2.0%のベースアップを実現できるように加算率を引き上げた。
- ・ただ、介護職員の配置が不要な居宅介護支援などの事業所は加算の対象外としており、業界関係者からは居宅のケアマネジャーの処遇改善を求める声が相次いでいる。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1367「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A

（第2版）」の送付について」の発出について

令和7年3月17日 厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001452622.pdf>